

審議会等の会議の開催結果

1 会議の名称	平成29年度第3回加東市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成30年2月9日（金） 午後1時30分から午後2時31分まで
3 開催場所	加東市役所 2階 202会議室
4 議題及び審議の概要	<p>◆議題及び審議結果</p> <p>諮問事項</p> <p>(1) 平成30年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について 事務局より資料に基づき説明し、原案のとおり決定</p> <p>(2) 平成30年度加東市国民健康保険税の税率について 事務局より資料に基づき説明し、原案のとおり決定</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成29年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて 事務局より資料に基づき説明し、了承</p> <p>(2) 平成30年度加東市国民健康保険特別会計予算（案）について 事務局より資料に基づき説明し、了承</p> <p>(3) 平成30年度国民健康保険制度改正について 事務局より資料に基づき説明し、了承</p> <p>(4) 加東市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（案）及び加東市国民健康保険データヘルス計画（案）について</p> <p>(5) その他 委員の任期について事務局より説明</p> <p>◆審議の概要</p> <p>諮問事項 (1) 平成30年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>(事務局) 会議資料3ページに基づき説明</p> <p>(委員) 今、施行令の限度額が引き上げられる予定であるからそれに準じてという説明を受けましたが、施行令で定める限度額と保険者が定める課税限度額の関係について教えていただけませんか。</p>

(事務局) 先ほど申しました平成30年度の税制改正におきまして、地方税法の改正ということになっており、加東市も同様です。加東市の限度額を上げる最後の決定は、加東市にあり、国の税制改正に合わせてということではないのですが、それを踏まえ加東市でも今般の国の税制改正の引き上げについて同様に行うべきであろうということで、今回の改正にいったということでした。

(委員) もう少し踏み込んで聞くと、その施行令が改正予定ですよ。されたわけではないのですよね。つまり、それは昨年の税制改正でされていて施行が後ろへ来ているという理解をするのですか。

(事務局) はい、すみません、そのとおりです。

(委員) ということは、地方税はもうそれで固まっていると。

(事務局) 地方税の改正はそれで固まっています。

(委員) 1年前にすんでいると。

(事務局) この1月31日だったと思うんですが、施行が30年4月1日からです。

(委員) そういう意味での予定という言葉が使われたんですね。

(事務局) はい。

(委員) わかりました。地方税という限度額の設定というのは、どういう意味を持つわけですか。つまり法律によって限度額が定められているとすれば、それによってしぼられるという裁量の部分がないです。それを参考にしながら今まで運用されてきたという話なんですよ。そうすると、課税限度額を上げるというのはある一定の考え方のもとにされているから、それが今まで加東市がとられていた考え方、あるいは今の時点に立って考えてみたときに、それに準ずることが公平性を担保するという。そこを言ってもらわないと。要するに制度がこうなりましたからそうしますと言うのであれば、こんな会で議論する必要はないという話だと思うし、それはあくまでも基準として、全体の話としての限度額があるとすれば、それを踏まえてどうするのかという話でしょうから、そこにこれまでの考え方もあるし。それを踏まえて今に立った考え方がある。その辺の考え方をお聞きしたいのです。

(事務局) 今回の限度額の引き上げなんですけれども、大きくは、いわゆる国保の被保険者の負担、応能の考え方です。1人当たりの医療費も上がる傾向にあるということで、応能の

考え方に立ちまして、やはり所得の多い方は限度額までとなっておりまして、その部分はやはりもう少し負担をいただくべきではないかというところの考え方があろうかと思えます。

そういった中で、加東市におきましても1人当たりの医療費が上がる傾向にあると、やはり同じような動きをしておりますので、国と同様といいますか、そういった考え方に立つべきであろうということで、今回このような提案をさせていただいているというところでございます。

(議 長) よろしいでしょうか。ほかにありましたら。

(議 長) それでは、ほかにないようでございますので、諮問事項ですので採決をさせていただきます。

1番目の平成30年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして、事務局の説明があったとおり、異存のない方は恐縮ですが挙手お願いしたいと思います。

ありがとうございます。

全員でございます。過半数に達しておりますので、平成30年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきましては適当であるということで答申をさせていただきます。

諮問事項(2) 平成30年度加東市国民健康保険税の税率について

(事務局) 加東市国民健康保険税の税率について説明

(議 長) 今事務局から説明のあったとおり、現行のままでいきたいということになっているそうでございます。今の説明に対しましてご意見等がありましたらお受けいたします。

(委 員) 意見ではないんですが、均等割と平等割というのがあるのですが、均等割、平等割と同じような意味なんですけれど、どういう計算の仕方なんでしょうか。

(事務局) 均等割と表示しておりますのは、被保険者お1人当たりの割合ということで、ここの表でいいますと、医療費分では年間お1人当たり2万6,600円の課税をお願いするという、お1人当たりのことを均等割といっております。

それから、平等割ですけれども、世帯、国民健康保険は世帯単位になっておりますので、平等割というのは1世帯にいくらということで、医療分では平等割は2万1,500円、1世帯当たりということで、世帯に何人おられても

<p>(事務局) (委員) (議長)</p>	<p>2万1,500円ということになります。</p> <p>それから、均等割、平等割の名称ということなんですけれども、これにつきましては、いわゆる均等というのは1人当たりですので、1人1人均等であるということですのでそういう名称になっているところがございます。それから、平等割ですけれども、これについては世帯単位であるということ、国保の成り立ちからずっと世帯単位での課税ということになっておりますので、こちらについてはその世帯、1世帯1世帯ということで、平等割という名称で表現をしているということかと思えます。申し訳ありません、説明が不足しているかと思うのですが、こういったところがございます。</p> <p>(議長) よろしいでしょうか。</p> <p>(委員) はい、わかりました。</p> <p>(委員) この考え方に異議を挟むわけではないんですが、結果として課税限度額は引き上げました。税率は据え置きにしますということですよ。そこのところ2つ並べたときの説明としては、とにかく両方さわからないでいこうというのはわかるのですが、わずかとはいいいながら課税限度額は引き上げて、できるだけ負担してもらう人を増やそうではないか。それで、税率は多少足らざるが出るかもしれないけれど、場合によっては基金から対応しようということですよ。そうすると、全体は押さえてくれているけれど課税限度額は引き上げたというふうな見方もできますよね。そのあたりの考え方はどういうふうに考えているのですか。</p> <p>(事務局) セットで据え置きということが理想的かと思うんですが、限度額の引き上げについては先ほど申し上げましたように、これは市でも国の考え方に近いような形で決定をしております。税率のほうは、やはりどうしても広域化の初年度ということで、何とか円滑な移行をといえますか、先ほどから申しております被保険者への広域化による負担を避けたいという思いがございまして、こちらのほうは可能であれば初年度は据え置きたいという考え方でございます。それは、若干相反してはいるのですが、そういった考え方でございます。</p> <p>(事務局) すみません。今申しましたように、限度額につきましては応能の部分になるわけです。所得の高い人につきましては、やはりそれ相当の負担をしていただくというところで、</p>
--------------------------------	--

今回改正に踏み切りました。

そして、先ほど質問がありましたように政令が変わったからというお話ですけれども、基本的に皆保険の中で国民健康保険法に基づいて実施していくというのは基本ベースになっております。そして、今、条例がどうなのかということなんですけれども、条例につきましては、加東市におきまして、その法令を受けて保険制度を確立していくという、そういう自主的な立法制度の中で作っておりますので、今、課長が申しておりますように限度額は、能力のある人についてはそれだけの負担をしていただくという国の方針等々と合わせる。皆保険を持続していくために、そういう形で改正を考えております。

そしてもう一つ、こちらのほうは不足になるのではないかという話なんですけど、これも同じなのかわかりませんが、今回、国・県につきましては、広域化になったということをもって、直ちに被保険者に負担がかからないようにということで、国につきましては、激変緩和とか国費措置をしております。県につきましてもそういう措置がありますので、担当が説明申し上げましたように、制度を改正していくときには、こういう試算をした段階で、基金も財源不足に充てるためということで積んでおります。今申しました1億9,000万円程度ある中で、この30年度におきましては、差額が2,000万円、大きいかもしれませんが、そこの比較の中で被保険者には負担をかけないようにということで考えておりますので、その点ご理解をよろしくお願いいたします。

(議長) よろしいですか。

(委員) はい、結構です。

(議長) それでは、ほかに。

(委員) 収納率が93.59%になってるんですけども、29年度はまだ出てないと思いますが、28年度とか27年度の収納率は大体これぐらいなんですか。もっと高いのでしょうか、低いのでしょうか。

(事務局) 28年度につきましては、現年収納率で94.00%でございます。27年度につきましては93.71%でございます。

この93.59%を使っている理由ですけれども、これは県のほうから標準保険税率を算定する中で、加東市のこれ

までの収納率、それから規模等でこれぐらいは少なくとも収納してもらわないと県としても困りますというような数字となっており、県から示された数字です。これで計算はしております。現実的にはこれを若干上回っているような収納率になっております。

(議長) ほかにございましたら。

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終わります。先ほどと同じくこちらも諮問事項でございますので、採決をとりたいと思います。

2番目の平成30年度加東市国民健康保険税の税率について、事務局から説明のあったとおり異存のない方につきましては、すみませんが挙手をお願いしたいと思います。

(議長) ありがとうございます。

それでは、全員ということで過半数に達しておりますので、平成30年度加東市国民健康保険税の税率につきましては、市の意見が適当であるということで、こちらのほうから答申をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

諮問事項につきましては、以上でございます。

それでは続きまして、報告事項1 平成29年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

報告事項(1) 平成29年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(事務局) 会議資料の報告事項(1)資料4ページから5ページに基づき説明

(議長) ただ今の説明に関しまして、非常に項目の多いところがございますが、何かご意見がありましたらお受けいたします。特にないようですので、また、ご質問がございましたら、最後に一括でお受けいたしますので、次に進みたいと思います。

報告事項(2) 平成30年度加東市国民健康保険特別会計予算(案)について

(事務局) 会議資料の報告事項(2)資料8ページから9ページに基づき説明

(議 長) ただいまの事務局の説明に関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(委 員) 今の内容は、国民健康保険税ですよ。それは歳入でいうと、国民健康保険税7億7,670万円ということになるということですか。それと、今日諮問があった見込み額の表の数字との関係というのは、どのように理解すればいいのでしょうか。

(事務局) 先ほど税率決定のところ、いわゆる保険税として賄うべき必要な額ということで、額が8億9,000万円余り、それは、軽減前であるということでご説明をさせていただいたと思うのですが、実際に国民健康保険税の税率を課税するときには、後にも説明いたしますが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、所得によって軽減をさせていただく。その分、実際の税率からは軽減がかかりますので、課税で落ちてきます。こちらの30年度予算の7億7,670万円が軽減後に、実際入ってくると見込んでいる額でございます。その軽減分はどうなるのかということですが、軽減される分については基盤安定交付金ということで、国のほうから軽減に見合う分が、市の一般会計を通じて市の国保会計へ繰入金という形で補填されます。それらを合わせますと先ほどの保険税額で必要な8億9,000万円、軽減の見込みを、およそ1億2,000万円と見込んでおりますので、ほぼ賄えるという関係でございます。

(委 員) ありがとうございます。

(議 長) それでは、続きまして、報告事項の3番目に移ります。
平成30年度加東市国民健康保険制度改正について、事務局から説明をお願いいたします。

報告事項(3) 平成30年度国民健康保険制度改正について

(事務局) 会議資料の報告事項(3)資料10ページから11ページに基づき説明

(議 長) ただいまの制度改正につきましての事務局からの説明に、何かご質問、ご意見等がありましたらお受けいたします。

それでは、続きまして報告事項4番、加東市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画(案)及び加東市国民健康保険データヘルス計画(案)につきまして、事務局から説明を

お願いいたします。

報告事項(4) 加東市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計(案)及び加東市国民健康保険データヘルス計画(案)について

(議長) 今日は2つの資料をお配りいただいております。これを全て説明しますとそれなりに時間がかかりますので、また帰ってゆっくり目を通していただいて、もしご意見等がありましたら保険・医療課へ連絡ということでよろしいですね。

(事務局) 申し訳ございません。2月28日までに保険・医療課までご質問、ご意見何でも結構でございます。本日は少しお時間ありませんが、またお帰りになってお時間がある時に熟読していただき、ご意見をいただけましたらと思います。

(議長) 何かご意見等がありましたら、直接連絡をしていただけたらと思います。お帰りになられてからお目通し願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日5番目のその他で事務局から何かありますか。

【報告事項5 その他】

(事務局) 委員の皆様方につきましては、任期が平成30年3月31日となっております。任期は2年間、通算はそれ以上長い方がたくさんおられるのですが、大変お世話になりました。

次期委員さんの推薦については、また各団体の皆様などにご依頼をさせていただくことになるかと思いますが、平成30年度からは改正によりまして任期が3年になります。再任で引き続きお世話になる方もあるかとは思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長) それでは、その他全般につきまして何かありましたら。

(議長) それでは、ないようですので、これで予定しておりました議事全てが終了いたしました。皆さまのご協力につきまして厚くお礼申し上げまして、最後の言葉といたします。本当にありがとうございました。

(午後2時31分 閉会)

5 傍聴者数	2人
6 問合せ先	加東市役所 保険・医療課 電話(43)0500
7 その他	運営協議会委員9名の出席により、協議会成立